



# JA水郷つくば 組合員募集

皆さまのご理解とご協力により自己資本を増強し、  
農業協同組合活動の更なる充実を図り地域貢献活動に取り組みます。

最大  
20,000円分  
のお買物券を  
進呈!



令和8年7月31日までに投資・増資をしていただきました組合員の皆さまに特典として当JA農産物直売所お買物券500円分（100,000円（100口）毎）を進呈させていただきます。  
※当組合における出資口数は4,000,000円（4,000口）を限度としております。  
※4月27日から7月31日までに投資・増資をしていただいた方に限ります。

## 組合員になるためには

JAは、人々が連帯し、助け合うことを意味する相互扶助の精神のもとに組合員農家の農業経営と生活を守り、よりよい地域社会を築くことを目的としてつくられた協同組合であり、組合員・役職員の共通の理念として、「JA綱領」を定めています。

「JA綱領」には、JAが農業と地域社会に根ざした組織として、農業はもちろん、食や緑、さらには環境・文化・福祉を通して地域社会とともに歩む存在であることが記されています。

JA水郷つくばでは、こうした協同組合の基本理念を理解していただき、地域農業の発展や暮らしやすい地域づくりを支援していただける方（農業の応援団）を組合員としています。

## 組合員になれる方

農家の方はもちろん、農家以外の方も組合員になることができます。

組合員には、「正組合員」と「准組合員」があり、次のとおり、資格要件を定款で定めています。

「准組合員」はJAの事業や役員を決める総代会での議決権はありませんが、事業の利用に関しては、「正組合員」と同等のサービスを受けることができます。

「准組合員」は、農業者である「正組合員」とともに農業や地域経済の発展を共に支える組合員です。

## 正組合員となる方

5アール以上の土地を耕作する農業を営んでおられる方、または年間30日以上農業に従事しておられる方で住所または農地や施設が当JA管内（※1）にある方。

## 准組合員となる方

当JA管内（※1）にお住まい、またはお勤めで、当JAを継続してご利用いただける方。

当JA管内以外にお住いの方でも当JAとのお取引（購買、販売、農産物直売所）を1年以上継続して利用されている方

（※1）土浦市、龍ヶ崎市、牛久市、かすみがうら市、美浦村、阿見町、利根町

## 組合員加入手続きについて

組合員加入申込みは、当JAの各支店にて受け付けています。以下の必要書類をお持ちいただき、最寄りの支店窓口にて加入希望をお申し付けください。受付後は、組合員資格等の審査・承認手続きを行い、手続き完了後に、加入承諾書を発行してお届けします。

### ●ご用意していただくもの

- 組合員加入申込書（各支店に備え置いています）
- 印鑑（認印）
- 運転免許証・マイナンバーカードなど本人確認ができる公的書類
- 出資金

ご加入の際の出資金は、当JAの定款に基づき1口1,000円としています。

上限は持分合計4000口400万円までのお引き受けとさせていただきますので予めご了承ください。

## 組合員資格に変動が生じた場合について

組合員加入後、組合員届出事項や組合員資格要件に変動があった場合は、お手続きが必要となります。下記のような変動があった場合には、お手数ですが加入手続きをしていただきました支店の窓口にて手続きをお願いします。

- 組合員の方がお亡くなりなられた場合
- 組合員加入時に届出された基本情報（姓、住所、電話番号、出資配当金の振込口座等）が変更になる場合
- 離農、当JA管内から転出され継続して当JAの事業を利用できなくなった場合（資格喪失）
- 職業として新たに農業に就職された場合、あるいは離農された場合（資格変更）

組合員加入等についてご不明な点は、お気軽に最寄りの支店にお問い合わせください。



## Q & A

### よくある質問



#### Q 農業をしていなくても組合員になれるの？

組合員とは、JAの事業活動を理解し、自ら出資して地域農業の発展や暮らしやすい地域づくりを支援していただける方（農業の応援団）のことで、農業を営んでいない方でも組合員になることができます。

A

#### Q 加入はいつでもできるの？

加入は、希望者の自由な意思により、いつでも申し出いただくことができます。

A

#### Q 申込をした日から組合員になるの？

支店で加入申込を受け付けた後、組合員資格等の審査を経て、正式に加入となり、加入承諾書を発行します。手続きの都合上、お手元に届くまでに約1ヶ月程度お時間を頂いています。

A

#### Q 出資配当金は毎年必ず受け取れるの？ 配当率はあらかじめ決まっているの？

配当金は、毎事業年度終了後の通常総代会で決定する剰余金処分に基づくもので、必ずしも毎年のお支払いをお約束するものではありません。（令和7年度配当率は2.0%）なお、年度途中の加入の場合、初年度の配当金は日割り計算でのお支払いとなりますので予めご了承ください。また、出資配当金につきましては、全額出資予約預り金としてお預かりさせていただいております。出資予約預り金が、1口（1000円）に達した時点で出資金に振り替えさせていただきます。

A

#### Q 出資口数を増やすことはできるの？

出資口数の増加（増口）については、持分合計4000口400万円までお引き受けできますので、支店窓口にお申し付けください。なお、出資口数の多寡にかかわらず等しく当JAの事業をご利用いただけます。

A

#### Q 出資金は何に使われているの？

出資金は、当JAの資本金として、協同活動をはじめ、地域農業の発展や食の安全等の活動のため、長期的・安定的なJA運営のために、大切に使用させていただいております。

A

#### Q 脱退（組合員をやめる）はいつでもできるの？

脱退には以下の2種類があり、組合員はいつでも自由に脱退することができます。但し、出資金の払戻しは、貯金とは異なりお時間がかかります。

A

##### ○任意脱退

いつでも出資金の譲渡を申し出ることができます。出資金を全部譲渡することにより脱退することができますが、譲受先がない場合は、年度末（1月末）の60日前の営業日（11月末）までにお申し出いただければ年度末において脱退となります。なお、出資金の払戻しは、脱退確定後の総代会終了後となります。（5月中）

##### ○法定脱退

下記のような一定の法定事由に該当する場合は、その事実の発生により脱退となりますので、各支店窓口で手続きをお願いします。

- 県外転出など、組合員としての資格のいずれにも該当しなくなった場合
- 組合員である個人が死亡した場合、等
- 組合員の死亡は、法定脱退となりますが、その払戻請求権の全部を取得した相続人より相続後直ちに加入の申込みをしていただいた場合（JA承認後）、その相続人は死亡した組合員（被相続人）の出資金を取得することができます。
- 脱退された年度の配当金はお受け取りいただけません。（事業年度末時点で組合員資格を有している必要があります。）